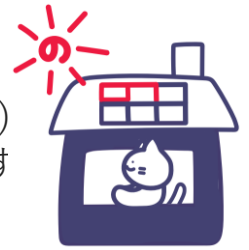


令和 8 年度



野々市市事業者用太陽光発電設備等 導入促進事業

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、太陽光発電設備等を設置する事業者に補助金を交付します



太陽光発電設備

補助金額

5 万円 / kW

上限1,000万円

主な要件

- ◆ 野々市市内に設置されること
 - ◆ 自家消費率50%以上
 - ◆ FIT/FIP認定を取得しないこと
 - ◆ J-クレジット制度に登録しないこと
- ※PPA・リースも補助対象です

補助金の交付は、一の需要家につき当該年度1回限りです。

+

蓄電池

補助金額

～ 4 万円 / kWh

*詳細は要綱をご確認ください。

上限200万円

主な要件

- ◆ 自己所有の太陽光発電設備と同時導入
 - ◆ J-クレジット制度に登録しないこと
- ※蓄電池単体での申請できません
※PPA・リースは対象外です

補助対象となる蓄電池は家庭用と業務用に分けられ、それぞれ異なる要件が適用されます。

交付申請期限 **令和 8 年11月30日 (月)**

実績報告期限 **令和 9 年 1 月29日 (金)**

問い合わせ先 野々市市 地域政策部 市民生活課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

電話 (076)227-6052 E-mail shimin@city.nonoichi.lg.jp

HPはこちら



1 補助対象者

以下を満たす者

- ゼロカーボンシティののいち推進パートナーとして登録されている者
※当該年度中に登録の予定である場合を含みます
※ PPA・リースの場合は需要家が上記の要件を満たす必要があります。

2 申請手続きの流れ

事前相談

要件が細かい補助制度のため、交付申請の前に必ず事前相談へお越してください。事前に来庁日時をご連絡いただくとスムーズにご案内できます。

交付申請 ・ 交付決定

令和8年11月30日（月）までに本市実施要領（HPに掲載）に記載の交付申請書類を窓口でご提出ください。

※交付決定後、補助事業の内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。

契約着工

交付決定前の契約・着工は認められません。
※電力会社との系統連系の手続きは進めていただいて問題ありません。

実績報告 ・ 完了検査

補助事業の完了後15日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに、本市実施要領（HPに掲載）に記載の実績報告書類を窓口でご提出ください。

補助金 受け取り

請求書に記載の口座に振り込まれます。

現地調査

補助金交付の約2年後に現地調査を実施します。

3 注意事項

- 事業（契約・着工を含む）の着手前に市への交付申請が必要です。
- 交付決定前の契約・着工は認められません。
- 石川中央都市圏地域脱炭素推進事業費補助金の交付決定額の範囲内で補助金を交付します。執行状況は事務局までお問い合わせください。
- 当該補助対象設備の設置に関し、国又は県の他の補助制度との併用はできません。
- 本市要綱、実施要領のほか、国要綱、実施要領（別紙2を含む）を必ずご確認ください。HPにリンクを掲載しています。

4 Q & A

Q1 ソーラーカーポートや建材一体型太陽光は補助対象ですか？

対象外です。

Q2 再エネ一体型屋外照明用蓄電池は補助対象ですか？

対象外です。

Q3 FIT・FIP制度の認定を受けなければ、余剰電力の売電は可能ですか？

可能です。ただし、令和9年1月29日までに補助事業が完了するようスケジュールを組んで下さい。

Q4 補助金交付決定前に系統連系の手続きを開始してもよいですか？

問題ありません。ただし、補助金交付決定前に工事請負契約の締結や工事着工はできません。

Q5 リース期間が法定耐用年数より短い場合、何か対処が必要ですか？

所有権移転ファイナンスリース又は再リースにより、法定耐用年数期間終了まで継続的に使用することを担保してください。

Q6 割賦販売方式で資金調達しても問題ないですか？

問題ありませんが、割賦販売業者を申請者とするリース方式で申請してください。この場合、リースの各種要件が適用されます。

Q7 実績報告期限までに工事が完了していれば、支払いは完了しなくても問題ないですか？

実績報告時には補助対象設備の設置に係る領収書等の写しを必ずご提出いただく必要があります。

5 申請前チェックリスト

補助対象者

市税を滞納していないこと（PPA・リースの場合は需要家も含む）
補助対象設備の設置に関し、国、県の他の補助制度による補助、その他これに準じるものの交付を受けていないこと
消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除くこと
申請の受付は先着順に行い、石川中央都市圏地域脱炭素推進事業費補助金の交付決定額の範囲を超えたときは申請の受付を停止すること
本補助金の財産処分制限について理解したうえで、補助対象の法定耐用年数の期間、趣旨に沿った使用を行うことができること
ゼロカーボンシティののいち推進パートナーとして登録されている者であること。（当該年度中に登録の予定である場合を含む。）
事業完了日から起算し15日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに実績報告ができること
補助金交付要綱第13条に記載の協力等について確認し、申請後は本市に協力できること

太陽光発電設備

補助対象者	市内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者
	市内に本社又は事業所を有する需要家にPPA又はリースにより設置する者
補助対象事業	商用化され、導入実績があるものであること
	中古設備ではないこと
	法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと
	別紙チェックリストの要件を満たすこと
	ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備ではないこと
	市内に設置されるものであること
	発電電力量等の計測器であって、自家消費率等の確認ができるものを設置すること
	設置に関して、法令、条例等に適合していること。

蓄電池

補助対象者	市内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者
補助対象事業	本補助金の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有のものの付帯設備であること
	商用化され、導入実績があるものであること
	中古設備ではないこと
	法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと
	別紙チェックリストの要件を満たすこと。※特に家庭用蓄電池は要件が細かいため、SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の認定商品を確認すること
	再エネ一体型屋外照明用蓄電池ではないこと
	規定の価格以下の蓄電システムとなるよう、調査検討すること
	市内に設置されるものであること
	設置に関して、法令、条例等に適合していること
補助対象事業を遂行する上で、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと	